

資料7 各課のみが移管指定した簿冊のうち、指定取消等となった簿冊の例（保存期間が10年以上の簿冊のうち一部）

	保管単位 名称	簿冊名称	ファイル 管理番号	開始年度	完結年度	完結年度 (和暦)	保存期間	原課 選別基準	協議経過メモ
1	政) 政策 企画部企 画課	パブリックコメン ト、キッズコメント (戦略編)(3)	396514	2013年	2013年	平成25年	10年	その他	原課はガイドライン第7-4(その他の重要公文書)に該当するものとして移管指定していましたが、本簿冊はキッズコメントの個票の綴りであり、当該個票の記載内容は別簿冊(「パブリックコメント、キッズコメント(戦略編)(1)」及び同(2)、30年保存)に取りまとめられていることから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。(資料5 総務 211)
2	政) 政策 企画部政 策調整課	平成3~6年度北海 道に対する要望	119631	1990年	1993年	平成5年	30年		原課はガイドライン第7-3-(1)(市政要望に関する公文書)に該当するものとして移管指定していましたが、同項は市民・団体等から市への要望を移管対象とするものであり、本簿冊は札幌市から北海道に対する要望書に関する文書の綴りであることから、本簿冊へは適用されません。 また、本簿冊の内容は、各局から寄せられた要望をとりまとめたものであり、当該要望に係る経緯、事業内容、経過等については各局で作成・保存することとなることから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。(資料5 146) なお、資料5 147~149及び資料5 総務No.239も同様の理由により、移管不要と判断しております。 <b>(追記)資料8 松本委員質問No.2のとおり、保存期間を延長することとしました。</b>
3	政) 政策 企画部政 策調整課	ふるさとづくり基本 計画策定資料	89856	1991年	1993年	平成5年	30年		本簿冊は「ふるさとづくり基本計画」作成に当たり参考とした資料(国の記者発表資料、事業者による提案書の写し、新聞記事切抜など)のみが綴られているため、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。(資料5 No.154)

資料7 各課のみが移管指定した簿冊のうち、指定取消等となった簿冊の例（保存期間が10年以上の簿冊のうち一部）

	保管単位 名称	簿冊名称	ファイル 管理番号	開始年度	完結年度	完結年度 (和暦)	保存期間	原課 選別基準	協議経過メモ
4	保)保健 福祉部介 護保険課	札幌市稲寿園改築工 事関係綴(1)	122302	1993年	1993年	平成5年	30年		<p>原課はガイドライン第7-2-(15)(工事設計等に関する公文書)に該当する工事図面に関する簿冊として移管指定していました。本簿冊は札幌市稲寿園(特別養護老人ホーム、手稲区)における建物やエレベーター、空調設備等の全面改修工事に関する工事契約事務書類の綴りですが、施設に関する竣工図面などは綴られていないことから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。(資料5 311)</p> <p>なお、資料5 No.312、No.1129~1142、資料5 経済No.3も同様。</p>
5	経)産業 振興課	札幌コンテンツ特区 推進事業委託業務	152242	2013年	2013年	平成25年	10年		<p>本簿冊は、「札幌コンテンツ特区」に関する個別の業務委託契約文書の綴りであり、国への申請起案や国からの指定書等の「札幌コンテンツ特区」に関する主要な文書については令和5年度に公文書館へ移管済であることから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。</p> <p>なお、簿冊内に、当館に所蔵の無い行政刊行物(経済局作成のパンフレット「札幌特区通訳案内士研修・受講者募集」)が含まれていることから、行政資料として公文書館へ受け入れます。(資料4 26)</p>
6	経)産業 振興課	コンテンツ特区推進 事業(国際映像プロ ダクトプレイスマ ント促進)	152244	2013年	2013年	平成25年	10年		<p>本簿冊は、「札幌コンテンツ特区」事業のうち「国際映像プロダクトプレイスメント促進事業」に関する業務委託契約文書の綴りであり、国への申請起案や国からの指定書等の「札幌コンテンツ特区」に関する主要な文書については令和5年度に公文書館へ移管済であることから、本簿冊の移管を不要とする取扱いで原課と合意しました。</p> <p>なお、簿冊内に、当館に所蔵の無い映像資料である「札幌市「国際映像プロダクトプレイスメント促進事業」タイ篇 北海道の歴史を探る旅」が含まれていることから、行政資料として公文書館へ受け入れます。(資料4 27)</p>

資料7 各課のみが移管指定した簿冊のうち、指定取消等となった簿冊の例（保存期間が10年以上の簿冊のうち一部）

	保管単位 名称	簿冊名称	ファイル 管理番号	開始年度	完結年度	完結年度 (和暦)	保存期間	原課 選別基準	協議経過メモ
7	経)産業 振興課	札幌コンテンツ特区	152245	2013年	2013年	平成25年	10年		本簿冊は、札幌コンテンツ特区推進事業の広報に当たってホームページ更新やマスコミへの情報提供等を行う際の簡易起案を綴ったものであることから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。 (資料5 経済No.21)
8	建)土木 部工事課	地方特定道路整備事業 JR 発寒駅自由通路エレベーター棟 建築工事地質調査	129725	2008年	2008年	平成20年	15年		原課はガイドライン第7-2-(15)（工事設計等に関する公文書）に該当する地質調査の簿冊として移管指定していましたが、本簿冊は簿冊名称の調査の業務委託契約に関する入札書や届出書等の綴りであり、調査報告書等の成果品は含まれていないことから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。（資料5 No.242）
9	都)建築 部建築保 全課	【原議】札幌版次世代住宅基準策定業務	146051	2010年	2010年	平成22年	10年		本簿冊は「札幌版次世代住宅基準」案の策定についての業務委託契約に関する伺いの文書の綴りであり、本簿冊とは別に作成された策定基準に関する簿冊が、ガイドライン第7-2-(11)（個別の事業等に関する公文書）に該当するとして今回移管指定されている（資料3 139、140）ことから、本簿冊は移管しないことで原課と合意しました。（資料5 建築 43）
10	水)総務 部財務課	予算書	57249	1990年	1993年	平成5年	30年	予算編 成・決算 調整	原課はガイドライン第7-2-(19)（予算編成・決算調製に関する公文書）に該当するものとして移管指定していましたが、予算書は行政資料（行政刊行物）として取り扱うことが可能であることから、本簿冊は移管という取扱いではなく、行政資料として公文書館へ受け入れることで原課と合意しました。（資料4 29） なお、決算書も同様の扱いとします。（資料4 30） また、病院局でも同様の行政資料の受け入れを行います。（資料4 31、32）